

## 二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における建築物の安全に対する町民の意識の向上を図ることにより災害に強いまちづくりを推進するため、居住用木造建築物について行う耐震診断に対し、居住用木造建築物耐震診断補助金を交付することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」と言う。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において耐震診断とは、「木造住宅の精密診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会、社団法人日本建築士会連合会編集、建設省住宅局監修）の「わが家の耐震診断と補強方法」に基づき居住用木造建築物を調査し、報告書を作成する耐震診断をいう。

(対象建築物)

第3条 この要綱において補助の対象となる居住用木造建築物は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。

- (1) 地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工された一戸建の住宅及び店舗兼用住宅並びに二世帯住宅であること（建築基準法施行前に着工されたものを含む。）。ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着工し、増築部分の延床面積が、既存部分の2分の1以内のものは対象とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱において補助の対象となる者は、前条に規定する居住用木造建築物を所有し、かつ、当該居住用木造建築物に居住する者であって、二宮町居住用木造建築物耐震診断技術者登録要領（平成16年4月1日施行）に基づく耐震診断技術者による耐震診断を行う者とする。ただし、この要綱により既に補助金の交付を受けている者のうち当該補助金の交付の対象となった前条に規定する対象建築物の耐震診断を行ったものは、補助対象者としなない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、75,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）により行うものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定通知は、二宮町居住用木

造建築物耐震診断補助金交付・不交付決定通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

（補助金交付申請の変更及び中止）

第 8 条 規則第 6 条の規定による変更及び中止の申請は、二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付申請変更・中止申請書（第 3 号様式）により行うものとする。

2 規則第 5 条の規定による決定の内容を変更したときは、二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付申請変更決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 8 条の規定による実績報告は、耐震診断の修了後、速やかに、二宮町居住用木造建築物耐震診断実績報告書（第 5 号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 領収書の写し

(2) 住居用木造建築物耐震診断結果報告書の写し

（補助金の請求）

第 10 条 前条の規定により実績報告をした者は、町長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、居住用木造建築物耐震診断補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、公表の日より施行する。